

枚方市社会福祉協議会
公募事業助成基金
(市民ふくし活動チャレンジ基金)助成事業実施要綱
(平成29年度助成分)

社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会

1. 主 旨

近年、児童・障害者・高齢者の虐待、生活困窮による諸問題、住居におけるゴミ等の大量放置問題など、マスコミなどから様々な問題を耳にすることが増えました。これらの問題は地域で起こっているものであると同時に、解決するのが非常に困難な問題でもあります。枚方市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する団体として、こうした問題を解決するための取り組みを日々積極的に行っているところですが、今後、より効果的に問題解決を図るためには、地域の課題を解決していく「地域福祉力」を高めていくことが重要と考えています。

そこで、枚方市社会福祉協議会では、新たに市民が自らの力で問題を解決していくことを支援するための公募事業助成基金「市民ふくし活動チャレンジ基金」を設けています。この基金は、市民のみなさまからの寄付金等によって支えられ、市内の非営利福祉関連団体が行き届く、自主的かつ先駆的な活動を支援していこうというものです。みなさまからの積極的なご提案をお待ちしています。

2. 助成対象団体

主に枚方市内に活動拠点をおき、高齢者や障害者、児童などへの支援等、枚方市の福祉向上のために活動している団体で以下の要件を満たすものとします。（すべての要件が必要）

- ①非営利団体であり、法人格の有無は問わない
- ②1年程度の活動実績があること
- ③団体構成員が5人以上で、本市に在住・在職・在学していること
- ④団体規約等を定めていること
- ⑤事業の記録と成果報告が適切にできること
- ⑥宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと
- ⑦暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者のいずれにも該当しないこと
- ⑧その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと

3. 助成対象事業

(1) 枚方市内の福祉分野における地域課題の解決に資する継続性のある事業。

- ①高齢者支援
- ②児童・子育て支援
- ③障害者（児）等支援
- ④生活困窮者世帯支援
- ⑤困難を抱える若者及び引きこもり者への支援
- ⑥その他、枚方市の福祉増進に資する活動

(2) 対象外の事業内容

- ①対象者に対し、直接、金銭を給付するもの
- ②介護保険制度や障害者総合支援法などの公的サービスの対象となるもの
- ③国及び地方公共団体の負担金、補助金等の対象となるもの
- ④団体事務局の事務運営のみに使用するもの
- ⑤営利を目的とするもの
- ⑥その他、本会会長が不相当と認めたもの

(3) 助成の条件

- ①必要に応じて、本会が事業の進捗状況の聞き取りやその事業に対して助言等が行えるものとする
- ②助成事業終了後、おおむね5年間はその事業を継続すること
- ③助成事業に係わる関係書類については、助成終了後5年間保管すること

4. 助成の種類

種 類	助 成 上限額	助成期間	内 容
①事業スタート 助成	50万円	1年間 (期間延長可能)	枚方市内で実施する、社会福祉に関する新たな事業を立ち上げるための資金助成
	【上記の新たな事業を軌道にのせるための「継続助成」】 2年間を上限とし20万円以内を助成。(2年を上限とした分割給付)		
②事業ステップ アップ助成	30万円	3年間 ※上記期間を上限 とした分割給付	既に事業を実施している団体に対し、事業の更なる拡充もしくは発展を図るための資金助成

※1団体1申請とします。

※「事業スタート助成」、「事業ステップアップ助成」とも、助成事業終了後、新たな事業での申請は3年間できません。

※ただし、「事業スタート助成」を終了し、同一事業で「事業ステップアップ助成」を申請される場合は、要相談とします。

※「事業スタート助成」の助成期間を延長することができます。変更申請書を当該年度の9月～10月までに提出し、本会の審査を受けること。ただし、3年間を上限とする。

※「事業スタート助成」の「継続助成」を希望する場合、申請期間は当該年度の9月～10月に申請し、本会の審査を受けること。

※申請時の書類の書き方や対象事業については、相談に応じます。

5. 助成金の予算額

平成29年度助成対象予算額は、おおむね300万円程度。

6. 助成対象経費

助成の対象となる経費は以下のもので、助成期間中に支出が完了するものに限りま
す。

ただし、総事業費に対して、自己資金は10パーセント以上とします。

また、助成金に対して、備品費の占める割合は50パーセント以内とします。

区 分	科 目	内 容
管理費	①通信運搬費	事業に必要な電話、プロバイダ料金などの通信費や郵送、宅配便などの運搬費用
	②燃料、光熱水費	事業用事務所などの光熱水費、車両のガソリン代など
	③賃貸料	事業に必要な事務所等の賃料（保証金は含まない）
事業費	④旅費交通費	事業に必要な電車、バスなどの交通費
	⑤印刷製本費	事業開始時のチラシ作成費等広報宣伝用の印刷や報告書冊子など
	⑥消耗品費	事業に必要な文具や日用品など
	⑦備品費（助成金 に対し50%以内）	事業に不可欠な備品（調理器具、車両、設備など）の購入
	⑧修繕費	事業のために必要な改修工事費など
	⑨会議費	事業に必要な会議室賃貸料・会議資料代など
	⑩保険料	事業に必要な保険料
	⑪諸謝金	事業に必要な講師謝金など
	⑫負担金	事業に必要な研修参加費、情報収集費など
	⑬雑費	支払手数料など

※公募にかかる費用は、すべて自己負担とします。

7. 応募申請について

(1) 応募申請受付期間：平成28年9月20日（火）～平成28年11月4日（金）

※土日祝を除く（午前9時～午後5時30分）

※応募申請受付は、持参のみの受付とします。

※応募申請に係わる質問は、上記の応募申請受付期間中に限り、
書面（FAX・メール可）にて受け付けます。

(2) 応募申請書類

様 式	内 容
様式第1号-1	助成金交付申請書（事業スタート助成・ステップアップ助成共用）
様式第1号-2	助成金交付申請書2（事業スタート助成）

様式第1号-3	助成金交付申請書2（ステップアップ助成）
様式第2号	助成金予算書（ステップアップ助成は各年度分）
添付資料（必須）	①定款・会則など、団体の目的等が分かる資料 ②昨年度の事業報告書と決算書（法人においては、収支計算書、損益計算書、貸借対照表） ③役員名簿（氏名・住所・役職が記載されたもの）
添付資料	④団体の広報紙やリーフレットなど、会の活動内容がわかるもの

（3）留意事項

- ①応募書類等は、情報公開の対象となります。また、助成対象となった事業は、社協だよりや社協ホームページに掲載します。
- ②知り得た個人情報については、個人情報保護法に基づき、適正かつ厳重に取り扱うこと。また本会においても、適正かつ厳重に取り扱います。
- ③提出された書類および事業成果で著作権が発生する場合、枚方市社会福祉協議会が必要な場合には無償で使用できるものとします。

（4）提出部数

- 6部（うち5部は写しで構いません。）
※提出された書類は、返却しません。

（5）提出先・問い合わせ

〒573-1191 枚方市新町2丁目1番35号 ラポールひらかた内
社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会 総務課
TEL 072-844-2443 FAX 072-845-1897
メールアドレス soumu@hirakata-shakyo.net

8. 審査について

（1）審査方法

* 第1次審査（書類選考）

提出された書類をもとに、必要な内容については電話等により確認を行い、事務局において行います。結果は、書面にて通知します。

* 第2次審査（最終審査）

第1次選考を通過した団体は、「市民ふくし活動チャレンジ基金助成選考委員会」による審査会を行い、審査会でのプレゼンテーションにより助成団体を決定します。
なお、プレゼンテーションは12月8日（木）を予定しています。

※審査により、充実した事業成果を得るため、条件を付して助成する場合があります。
※選定結果に関する問い合わせ等にはお答えできませんので、ご了承ください。

9. 助成金の交付決定及び請求について

- ①交付決定は、12月下旬に書面にて通知します。
- ②請求は、平成29年4月1日から平成29年4月10日までに、請求書（様式3）を提出してください。

10. 助成金交付予定日：平成29年4月下旬

11. 事業報告・決算報告

助成事業終了後、1か月以内に事業報告（様式3）・決算報告（様式4）を提出してください。

※決算報告には、助成金に係る領収書のコピーを全て添付してください。

※複数年度に渡る場合も、各年度ごとに事業報告・決算報告を求めます。

12. 助成金の変更及び精算について

事業スタート助成	①「事業スタート助成」のみ、当初の助成期間に変更が生じる場合は、変更申請書を提出すること
事業ステップアップ助成	②助成事業終了後、交付した助成金を満額使用しなかった場合、1ヶ月以内に精算しその差額を返金すること

13. 助成金の決定取り消し及び返金について

- ①助成が決定し交付までの間に、この要綱に違反した場合や助成対象事業に虚偽が発覚した場合、何らかの事情で事業ができないと判明した場合は、助成金の交付決定を取り消します。
- ②助成金交付後、虚偽の内容や不正が発覚した場合は、助成金全額を一括で返金することとします。
- ③助成金交付後、助成対象事業が、団体の解散や不可抗力なことなどで継続することが不可能になった場合は、助成金残額を返金することとします。

14. その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が別に定めることとします。